

5 山瀬漁調指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和5年8月21日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会  
会長 森友信

1 指示の内容

全長30センチメートル未満のきじはたは、採捕してはならない。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りでない。

2 適用海域

山口県瀬戸内海海区

3 指示の有効期間

令和5年10月1日から令和8年9月30日まで